

第1章 組織

1. 公認会計士・監査審査会

審査会は、公認会計士法（以下、「法」という。）第35条第1項及び金融庁設置法第6条に基づき、金融庁に設置された合議制の行政機関である（平成16年4月設置。P44 資料1－1 参照）。

審査会は、公認会計士に関する事項について理解と識見とを有する者のうちから、両議院の同意を得て内閣総理大臣から任命された、会長及び9人以内の委員により組織される。委員は非常勤であるが、うち1人については常勤とすることができる。任期は3年である（法第36条、第37条の2、第37条の3）。

会長及び委員は独立してその職権を行い、また、法定の事由がある場合を除き、在任中にその意に反して罷免されることはない（法第35条の2、第37条の4）。

平成28年4月1日に発足した第5期（平成28年4月～平成31年3月）においては、廣本会長、松井常勤委員が新たに任命されたほか、新任委員3人を含む非常勤委員8人の計10人の構成で活動を行っている（P46 資料1－2 参照）。

審査会の主な業務は以下のとおりである。

- ① 公認会計士、監査法人及び外国監査法人等（注）並びに協会に対する検査等
- ② 公認会計士試験の実施
- ③ 公認会計士及び監査法人に対する懲戒処分等の調査審議

（注）外国会社等が金融商品取引法の規定により提出する財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を外国において行う者として金融庁長官に届出をした者をいう（以下同じ。）。

2. 事務局

審査会には、審査会の事務を処理するために事務局が置かれている（法第41条第1項）。

事務局は、事務局長の下、総務試験室及び審査検査室で構成され、総務試験室は、公認会計士試験の実施、公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議及び事務局全体の総合調整を所掌し、審査検査室は、監査法人等の監査又は証明業務及び協会の事務の運営状況についての審査並びに監査法人等及び

外国監査法人等並びに協会に対する検査を所掌している。

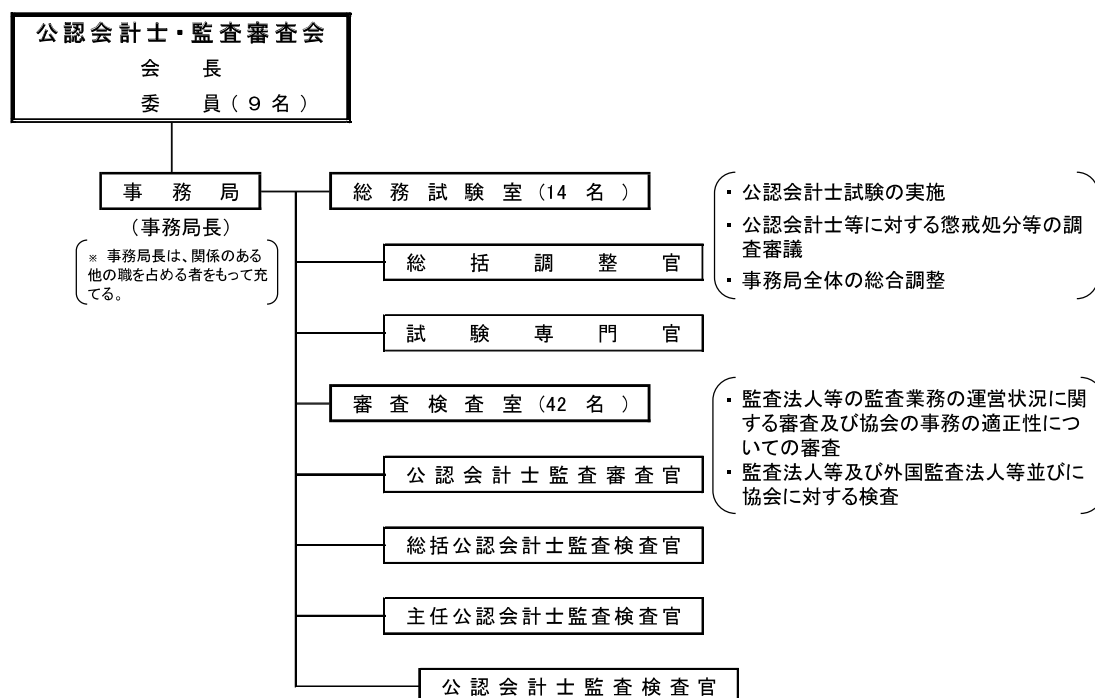
事務局の定員は、平成 16 年 4 月発足時 40 人であったが、その後順次増員され、平成 29 年度末の定員は、総務試験室 14 人及び審査検査室 42 人の計 56 人となっている。

≪ 事務局の定員の推移 ≫

(年度末ベース)

年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24～27	28～29
総務試験室	11	12	12	12	12	14	14	14	14	14
審査検査室	29	29	31	35	39	41	44	43	42	42
総括公認会計士 監査検査官	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1
主任公認会計士 監査検査官	4	4	4	4	5	5	7	7	7	6
公認会計士 監査検査官	18	18	20	24	26	28	28	27	26	26

≪ 公認会計士・監査審査会の機構図 ≫



(注) 上図中 () 内は、平成 29 年度末における定員を示す。